

経済戦略局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約分)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「織田信長朱印状 閏3月11日付 羽柴藤吉郎宛」ほか1点買入	図書	(株)思文閣出版	7,680,000円	令和6年2月26日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	—
2	「栄昌院文書」買入	図書	栄昌院	25,000,000円	令和6年3月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	—

随意契約理由書

1 案件名称

「織田信長朱印状 閏3月11日付 羽柴藤吉郎宛」ほか1点買入

2 契約の相手方

株式会社思文閣出版

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入する資料は、織田信長が石山（大坂）本願寺を退去させた際、羽柴秀吉に送った書状と徳島藩主蜂須家至鎮が大坂冬の陣を前に畿内へ向かう船を点検し、通行を制限するよう家臣に命じた条書で、大坂での戦いをめぐる極めて重要であり、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考えるが、当該資料は1点かぎりの文化財であり、現在、上記事業者が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記事業者と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課大阪城天守閣担当（電話番号 06-6944-1760）

随意契約理由書

1 案件名称

「栄昌院文書」買入

2 契約の相手方

栄昌院

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第2条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入する資料は、豊臣秀吉の室である淀殿の妹で、大坂冬の陣の際豊臣・徳川の講和交渉の使者となった常高院（浅井初）に宛てられた6通の手紙である。大坂の陣の講和成立直後に書かれたとされる豊臣秀頼の書状や、常高院の妹で徳川秀忠に嫁した崇源院（江）の現存唯一の書状2通が含まれており、大阪城や豊臣・徳川時代の歴史にとって極めて重要で、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考え、当該資料はそれぞれ1点かぎりの文化財であり、現在、上記の法人が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することから、上記の法人と特名随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局観光部観光課大阪城天守閣担当（電話番号 06-6944-1760）